

令和7年度
環境中ダイオキシン類等測定業務

仕様書

1 業務の目的

本業務は、ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づく大気、水質、底質および土壌のダイオキシン類による汚染状況の常時監視と水質汚濁防止法第15条に基づく公共用水域および地下水の水質汚濁状況の常時監視を行うもの。

2 業務委託の内容

(1) 大気

- ・調査期間：夏季（7月～8月）、冬季（1月～2月）
- ・調査回数：各季で1回ずつ
- ・調査地点：①下関市環境部 管理棟屋上
（下関市古屋町1丁目18-1）
②下関市豊北生涯学習センター 2階ベランダ
（下関市豊北町大字神田1199-1）
- ・調査項目：ダイオキシン類の同定及び定量（週平均値）
- ・調査方法：試料採取は受託者が行い、試料採取容器等も受託者が手配すること。測定は「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（令和4年3月改定 環境省水・大気環境局総務課、大気環境課発行）」（以下「大気マニュアル」という。）に準拠して実施すること。

(2) 水質・底質・地下水

- ・調査期間：契約期間中
- ・調査地点および項目：下記表の各測定項目について、○印の地点で1回実施すること。

調査地点は別記調査地点図に示すとおりとする。

項目	調査地点	ダイオキシン類の同定及び定量	水素イオン濃度 (pH)	浮遊物質 量 (SS)	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
水質	海域	豊浦・豊北地先 (JD6)	○	○	○	○
		響灘及び周防灘 (SD3)	○	○	○	—
	河川	綾羅木川 (ZC3、望洋橋)	○	○	○	○
		栗野川 (LC5、郷の橋)	○	○	○	○
	湖沼	豊田湖 (TC1)	○	○	○	—

項目	調査地点		ダイオキシン類 の同定及 び定量	水素イオン濃 度 (pH)	浮遊物質 量 (SS)	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホ ン酸及びその 塩
底質	海域	豊浦・豊北地先 (JD6)	○	—	—	—	—
		響灘及び周防灘 (SD3)	○	—	—	—	—
	河川	綾羅木川 (ZC3、望洋橋)	○	—	—	—	—
		栗野川 (LC5、郷の橋)	○	—	—	—	—
	湖沼	豊田湖 (TC1)	○	—	—	—	—
地下水	下関市汐入町**-* **		○	○	○	—	—
	下関市小月南町**-* **		○	○	○	—	—
	下関市菊川町****番地		○	○	○	—	—
合計			13	8	8	3	3

※地下水の調査地点の「*」は契約後に提示する

- ・調査方法：試料採取は受託者が行い、採水に使用する船舶、試料採取容器等についても受託者が手配すること。各調査項目の測定方法は下記表に定めるとおりとする。

	調査項目	方法
水質、 地下水	ダイオキシン類の同定及び定量	「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法（JIS K0312：2020）」（以下「水質測定方法」という。）に準ずること。
	水素イオン濃度(pH)	「工業用水・工場排水試験方法（JIS K0102-1）」に準ずること。
	浮遊物質(SS)	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環告59）の付表8に準ずること。
水質	ノニルフェノール	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環告59）の付表9に準ずること。
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	「工業用水・工場排水試験方法（JIS K0102-4）」に準ずること。

	調査項目	方法
底質	ダイオキシン類の同定及び定量	「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル（令和4年3月 環境省水・大気環境局水環境課発行）」（以下「底質マニュアル」という。）に準拠し実施すること。

（3）土壌

- ・調査期間：契約期間中
- ・調査回数：各調査地点で1回ずつ
- ・調査地点：①長府運動場（下関市長府江下町）
②乃木浜総合公園（下関市乃木浜2丁目）
③彦島地区公園（下関市彦島迫町4丁目）
④彦島南公園（下関市彦島弟子待町3丁目）
⑤奥山工場（下関市大字井田）
⑥下関市環境部（下関市古屋町1丁目18-1）
⑦夢ヶ丘公園（下関市豊浦町小串）
- ・調査項目：ダイオキシン類の同定及び定量、含水率、強熱減量
- ・調査方法：試料採取は受託者が行い、試料採取容器等も受託者が手配すること。測定は「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（令和4年3月改訂 環境省水・大気環境局土壌環境課発行）」（以下「土壌マニュアル」という。）に準拠して実施すること。

3 二重測定、ブランク値等に関する内容

（1）大気

ア. トラベルブランク

下関市豊北生涯学習センターで3試料以上実施すること。

イ. 二重測定

下関市豊北生涯学習センターで1回実施すること。

ウ. 操作ブランク試験

大気マニュアルに示された頻度で実施すること。

（2）水質、底質（ダイオキシン類の同定及び定量のみ）

ア. 二重測定

それぞれ任意の1地点で実施すること。

イ. 操作ブランク試験

水質測定方法、底質マニュアルに示された頻度で実施すること。

(3) 土壌

ア. 二重測定

任意の1地点で実施すること。

イ. 操作ブランク試験

土壌マニュアルに示された頻度で実施すること。

4 協議

本業務の遂行にあたっては、下関市と十分協議を行うものとし、若干の仕様変更については柔軟に対応すること。

5 成果品

成果品は下記事項を含めた測定結果報告書（A4判 1部）とする。

- (1) 計量証明書（分析値、定量下限値、検出下限値）
- (2) 操作ブランク試験、トラベルブランク試験及び二重測定の結果
- (3) 試料採取記録、写真
- (4) 環境省報告様式（下関市より別途指示）に入力した帳票（CD-R）

その他、精度管理に関する情報等は受託者が管理し、下関市から要請があった場合は速やかに提出するものとする。

6 その他

- (1) 「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成22年3月改訂 環境省）」に準拠した精度の管理を行うこと。
- (2) 受託後、速やかに標準作業手順書（SOP）を提出すること。
- (3) 業務工程表を、下関市と協議のうえ作成し、速やかに下関市へ提出すること。
- (4) 成果品の構成等は、下関市の審査を受けて行うこと。
- (5) 受託者は、成果品の提出後であっても不備が発見されたときは、速やかに加筆訂正を行うこと。
- (6) 測定の結果異常値の可能性のある測定値が得られた場合には、受託者は下関市と協力して一連の作業に問題がないか原因を追究すること。又、必要に応じて受託者が再測定を行うこと。
- (7) 本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

調査地点図

別記

